

## 平成 28 年度与党税制改正大綱について

平成 27 年 12 月 16 日

全国商店街振興組合連合会

理事長 坪井 明治

本日、平成 28 年度与党税制改正大綱が決定された。法人実効税率引き下げのために外形標準課税の適用拡大が議論される中、中小企業への拡大が見送られるなど、中小企業関係税制について一定の維持が図られたことについては評価したい。

しかしながら、平成 29 年 4 月の消費税率引き上げと同時に、酒類・外食を除く飲食料品を対象に軽減税率が導入されたことは、商店街、中小小売商業者に煩雑な事務負担を過度に強いることから消費税の複数税率、インボイスの導入について強く反対してきた全国商店街振興組合連合会としては、誠に残念な結果である。

消費税率の引き上げに当たっては、消費をさらに低迷させることがないように、プレミアム付き商品券等などによる消費拡大策の実施が必要である。また、複数税率に対応可能なレジの導入や受発注システムの改修、区分経理に向けた準備等、中小小売商業者が対応する時間が少ない中、小売商業者の混乱が起きることがないように強力な支援策の実施を強く要望する。

さらに、インボイスの導入については、平成 33 年度に導入することが明記されたが、その実施に当たっては、十分な検証を行い、商店街、中小小売商業者に過度な負担を強いることがないように慎重にご検討いただきたい。

全国商店街振興組合連合会としては、中小企業関係三団体等とも連携を取りながら制度の周知徹底に努めるとともに、全国の商店街、中小小売商業者が万全な体制で消費税複数税率の制度開始を迎えられるよう取り組みを進めていく所存である。